

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 151
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組
細項目		<p>② 不妊治療に関する支援</p> <p>② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。</p>
該当施策名 (事業名)	不妊専門相談センター事業(不育症専門相談窓口)	
該当施策の背景・目的	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	<p>予算</p> <p>30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数</p> <p>29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数</p> <p>28年度歳出予算現額※1: 18,482,878 千円 の内数</p> <p>28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数</p> <p>使用割合: — %</p>
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談、心の悩み等についての相談指導や診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施するもの。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	115	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	6-2 妊娠・出産等に関する健康支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局母子保健課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

不妊専門相談センター事業

○事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者 …… 不妊や不育症について悩む夫婦等

○事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○実施担当者 …… 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○実施場所 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国65か所(平成28年7月1日時点) ※自治体単独(5か所)含む

主に大学・大病院・公立病院24か所(37%)、保健所18か所(28%)において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○予算額等

平成30年度概算要求 174百万円(基準額474,500円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○相談実績

平成27年度: 20,623件(内訳: 電話10,316件、面接7,305件、メール1,600件、その他1,402件)

(電話相談) 医師13%、助産師45%、保健師23%、看護師7%、心理職等12%

(面接相談) 医師40%、助産師28%、保健師11%、看護師4%、心理職等17%

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(7,476件) ・不妊症の検査・治療(5,711件) ・不妊の原因(1,736件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,615件) ・家族に関すること(1,394件) ・不育症に関すること(852件)

・主治医や医療機関に対する不満(796件) ・世間の偏見や無理解による不満(549件)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 152
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組
細項目	②	② 不妊治療に関する支援 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。 加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。
該当施策名 (事業名)	不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発	
該当施策の背景・目的	病気治療や不妊治療等を行っている職員も含め、全ての職員が十分な能力を発揮できるよう、管理職を対象として、不妊治療に関して理解促進を図るとともに、治療と仕事の両立が可能となるような職場環境作りについての意識啓発を行う。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額: 115,362 千円 の内数 29年度予算額: 67,063 千円 の内数 28年度歳出予算現額※1: 50,282 千円 の内数 28年度決算額: 41,666 千円 の内数 使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に) —
該当施策概要	内閣人事局が実施する各府省等の管理職員向けの研修等(※)に、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ※ 女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー e-ラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止講習	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣官房	
	内閣人事局	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

不妊治療と仕事の両立に関する国家公務員への普及啓発

内閣人事局が実施する、各府省等の管理職員向けの研修等に、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を行う。

【女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー】

【目的】女性職員の活躍と男女全ての職員のワークライフバランスに資する取組を率先して行う管理職を増やすこと

【日程】＜本府省等管理職員向け＞平成29年7月及び9月

＜地方支分部局管理職員向け＞平成29年10～12月

（9地区：北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄）



【eラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止講習】

【目的】ハラスメントに関する基礎的な知識の習得

【日程】平成29年10月～平成30年3月（予定）

※いずれも平成29年度の例

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 153																														
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																														
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																														
小項目	(1)	(1)女性の健康増進に向けた取組																														
細項目		<p>②不妊治療に関する支援 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。</p>																														
該当施策名 (事業名)		不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発																														
該当施策の背景・目的		地病気治療や不妊治療等を行っている職員も含め、全ての職員が十分な能力を発揮できるよう、管理職及び管理職候補職員を対象として、不妊治療に関して理解促進を図るとともに、治療と仕事の両立が可能となるような職場環境作りについての意識啓発を行う。																														
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>予算</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額:</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額:</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額:</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合:</td> <td>— %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> <td></td> </tr> </table>	—	法令・制度改正		—	税制改正要望		—	予算			30年度要求予算額:	— 千円		29年度予算額:	— 千円		28年度歳出予算現額※1:	— 千円		28年度決算額:	— 千円		使用割合:	— %	—	機構定員要求		—	その他(具体的に)	
—	法令・制度改正																															
—	税制改正要望																															
—	予算																															
	30年度要求予算額:	— 千円																														
	29年度予算額:	— 千円																														
	28年度歳出予算現額※1:	— 千円																														
	28年度決算額:	— 千円																														
	使用割合:	— %																														
—	機構定員要求																															
—	その他(具体的に)																															
該当施策概要		<p>自治大学校の各種研修課程(※)にて実施している「女性活躍・働き方改革」に関する講義において、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。</p> <p>(※)都道府県・政令指定都市及び市区町村の①幹部職員向け研修、②幹部候補職員向け研修、③女性職員向け研修</p>																														

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	総務省	
	自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 154																						
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																						
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組																						
細項目		<p>③女性の健康維持の促進に向けた取組 <u>女性の生涯を通じた健康を支援するため、女性健康支援センターによる支援を引き続き推進する。</u>また、がんの早期発見に向けて、女性特有のがんを含めたがん検診について、がん検診の受診率向上につながる取組を引き続き実施する。</p> <p>③ 加えて、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営に取り組む企業を「健康経営銘柄」として選定する。こうした企業を長期的な視点から見た企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力的な企業として顕彰する取組の更なる普及を通じ、女性の健康維持を促進する。</p>																						
該当施策名 (事業名)		女性健康支援センター事業																						
該当施策の背景・目的		女性は妊娠・出産等含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1 18,482,878 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: — %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数		29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数		28年度歳出予算現額※1 18,482,878 千円 の内数		28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数		使用割合: — %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数																							
	29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数																							
	28年度歳出予算現額※1 18,482,878 千円 の内数																							
	28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数																							
	使用割合: — %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要		女性健康支援センターは、思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催等を行う。																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	-
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局母子保健課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修の実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国65カ所(平成28年7月1日時点) ※自治体単独9か所含む (保健所42か所、助産師会・看護協会16か所、その他7か所)
47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市、盛岡市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市

○予算額等

平成30年度概算要求 99百万円 (基準額 163,100円 × 実施月数) (補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○相談実績 平成27年度:41,152件(内訳:電話22,515件、面接13,524件、メール3,540件、その他1,573件)

○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(16,173件) ・不妊に関する相談(9,282件) ・思春期の健康相談(6,850件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(5,733件) ・メンタルケア(1,907件) ・婦人科疾患・更年期障害(441件) ・性感染症等(175件)



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 155																																	
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																																	
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																																	
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組																																	
細項目		<p>③女性の健康維持の促進に向けた取組 女性の生涯を通じた健康を支援するため、女性健康支援センターによる支援を引き続き推進する。また、<u>がんの早期発見に向けて、女性特有のがんを含めたがん検診について、がん検診の受診率向上につながる取組を引き続き実施する。</u></p> <p>③ 加えて、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営に取り組む企業を「健康経営銘柄」として選定する。こうした企業を長期的な視点から見た企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力的な企業として顕彰する取組の更なる普及を通じ、女性の健康維持を促進する。</p>																																	
該当施策名 (事業名)		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業																																	
該当施策の背景・目的		<p>「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)において、がん検診の受診率については、28年度までに50%を達成することを個別目標に掲げている。しかしながら、28年国民生活基礎調査では、男性の肺がん検診のみが50%を超えたが、他の検診は、受診率の上昇傾向がみられるが50%を超えていない状況である。</p> <p>「骨太の方針2017」(平成29年6月閣議決定)では、「がんとの闘いに終止符を打つため、がんの一次予防の推進、二次予防であるがん検診の内容の見直しの検討や受診率の向上を図る」こととしており、さらなる受診率向上施策が求められている。</p> <p>また、「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」(平成25年8月)において、クーポン券の配布には一定の受診率向上効果があったと認められるが、自己負担軽減よりも個別の受診勧奨・再勧奨の方が大きな効果があると報告されていることや、「がん対策推進基本計画中間評価報告書」(27年6月)において、がん検診の受診率を向上させるための方策については、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨が重要であると指摘されている。</p> <p>このようなことから、個別の受診勧奨・再勧奨の実施、子宮頸がん検診、乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券の配布及び要精密検査と判断された者の受診勧奨を実施することで、がん検診及び精密検査受診率の向上を図り、より早期の発見につながることで、がんによる死亡者の減少を図り、国民の暮らしの安心を確保する。</p> <p>なお、がん検診については、健康増進事業に基づき、市町村が実施しており、その経費は、地方交付税措置がされている。</p>																																	
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額:</td> <td>1,550,030 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額:</td> <td>1,567,328 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>1,962,048 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額:</td> <td>923,366 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合:</td> <td>47.1 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正		—	税制改正要望		○	予算			30年度要求予算額:	1,550,030 千円		29年度予算額:	1,567,328 千円		28年度歳出予算現額※1:	1,962,048 千円		28年度決算額:	923,366 千円		使用割合:	47.1 %	—	機構定員要求		—	その他(具体的に)				—
—	法令・制度改正																																		
—	税制改正要望																																		
○	予算																																		
	30年度要求予算額:	1,550,030 千円																																	
	29年度予算額:	1,567,328 千円																																	
	28年度歳出予算現額※1:	1,962,048 千円																																	
	28年度決算額:	923,366 千円																																	
	使用割合:	47.1 %																																	
—	機構定員要求																																		
—	その他(具体的に)																																		
		—																																	

<p>該当施策概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度 * 子宮頸がん検診と乳がん検診一定年齢の対象者に対してクーポン券を、初年度対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して検診手帳を配布する。 * 子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、年度途中で、一定年齢の対象者のうち未受診者に対して個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施する。 * 要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。 * 子宮頸がん検診、胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診について、一定年齢の対象者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等の調査を実施する。 ・ 平成29年度より見直しを実施(下線部)し、がん検診の受診促進を図っている。 * <u>子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、20歳から69歳の女性及び40歳から69歳の男性を対象(※)に、個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施する。</u> <p>※がん種ごとの対象年齢…</p> <ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん検診:20～69歳の女性 乳がん検診:40～69歳の女性 胃がん検診:50～69歳の男女(胃部エックス線検査については40歳以上も可) 肺がん検診及び大腸がん検診:40～69歳の男女 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子宮頸がん検診と乳がん検診の初年度受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布する。 ・ 要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。 	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※2</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※3</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
<p>「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</p>	<p>主に関係する分野・大項目</p>	
	<p>分野 —大 項目</p>	<p>6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</p>
<p>担当府省・担当課</p>	<p>その他関係する分野・大項目等</p>	
	<p>分野 —大 項目</p>	<p>—</p>
	<p>厚生労働省</p>	
	<p>健康局 がん・疾病対策課</p>	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 (受診意向調査)

27年度補正予算繰越額：488,288千円
(27年度補正予算額：502,667千円)

課題

- がん検診推進事業の実施(クーポン券の配布)により、クーポンを使用して受診した者の状況の把握は進んだが、クーポンを使用しなかった者の状況が把握できておらず、対策が取られていない。
- 保険者や事業者が実施するがん検診(職域検診)の受診状況が把握できておらず、がん検診の対象者名簿が完全には整備されていない。

必要な取組

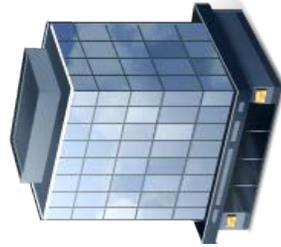
- クーポン券を使用しなかった者や職域検診の対象者についても状況を把握する必要がある。
- 網羅的な名簿管理に基づき、対象者の状況を踏まえ、対象者の特性に応じた普及・啓発等を組み合わせた個別の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要である。

事業内容

- 一定年齢の者(※)に対して、**受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握**するとともに、**受診に対する関心を喚起**する。
- 把握した状況を、受診日の日程調整や対象者の特性に応じたメッセージの送付など、**効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげる**。

※一定年齢の者・・・子宮頸がん20,25,30,35,40歳、乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん40,45,50,55,60歳

がん検診受診率 50%の達成



市区町村

(補助先：市区町村、補助率1/2)

調査・受診の喚起

意向や希望を回答

対象者の特性に応じた
個別の受診勧奨



住民

これまであまり受診しなかつた方ががん検診を受診



医療機関
検診実施機関

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

30年度概算要求額: 16億円
 (29年度予算額: 16億円
 28年度予算額: 15億円)

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、対象年齢を拡充して実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。引き続き、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

① 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、**郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)**とともに、**かかりつけ医を通じて個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。**

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診: 20～69歳の女性、乳がん検診: 50～69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)、肺がん・大腸がん検診: 40～69歳の男女

② 子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん・乳がん検診の初年度対象者(子宮頸がん検診: 20歳、乳がん検診: 40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

③ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の**精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。**

平成28年度

平成29年度以降

個別の受診勧奨・再勧奨
 (女性: 20,25,30,35,40,45,50,55,60歳)
 (男性: 40,45,50,55,60歳)

クーポン券配布
 (子宮頸がん: 20,25,30,35,40歳の女性)
 (乳がん: 40,45,50,55,60歳の女性)

検診手帳配布 (子宮頸がん20歳、乳がん40歳)

精密検査未受診者に対する受診再勧奨

個別の受診勧奨・再勧奨
 (女性: 20～69歳、男性: 40～69歳)

クーポン券配布 (子宮頸がん20歳、乳がん40歳)

検診手帳配布 (子宮頸がん20歳、乳がん40歳)

精密検査未受診者に対する受診再勧奨

検診受診率向上 精検受診率向上

検診受診率向上 精検受診率向上

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																						
小項目	(1)	(1)女性の健康増進に向けた取組																						
細項目		<p>③女性の健康維持の促進に向けた取組 女性の生涯を通じた健康を支援するため、女性健康支援センターによる支援を引き続き推進する。また、がんの早期発見に向けて、女性特有のがんを含めたがん検診について、がん検診の受診率向上につながる取組を引き続き実施する。</p> <p>③ <u>加えて、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営に取り組む企業を「健康経営銘柄」として選定する。こうした企業を長期的な視点から見た企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力的な企業として顕彰する取組の更なる普及を通じ、女性の健康維持を促進する。</u></p>																						
該当施策名 (事業名)		健康経営銘柄																						
該当施策の背景・目的		<p>「健康経営銘柄」は「未来投資戦略」に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つ。</p> <p>「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。</p>																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 713,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 713,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1: 817,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 752,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: 92.0 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 713,000 千円		29年度予算額: 713,000 千円		28年度歳出予算現額※1: 817,000 千円		28年度決算額: 752,000 千円		使用割合: 92.0 %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 713,000 千円																							
	29年度予算額: 713,000 千円																							
	28年度歳出予算現額※1: 817,000 千円																							
	28年度決算額: 752,000 千円																							
	使用割合: 92.0 %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要		<p>「健康経営銘柄」では、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指す。</p> <p>選定にあたっては、上場会社に対し、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営の取り組み状況の把握と、従業員の健康に関する取組についての調査を行っている。</p>																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	6-2
担当府省・担当課	経済産業省	
	商務・サービスグループヘルスケア産業課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「健康経営銘柄」の選定

- 平成27年3月、初代となる「健康経営銘柄」を選定以後、主要な新聞社やテレビ放送において「健康経営」を取り上げる機会が大幅に増加。
- 平成29年2月には、第3回となる「健康経営銘柄2017」として24社を選定。選定に用いる健康経営度調査には、過去最高の726社(法人)からの回答があり、社会からの関心の高まりが見受けられる。

＜健康経営銘柄 2017選定企業一覧＞

※業種は東京証券取引所の業種区分

業種名※	選定企業名
建設業	大和ハウス工業
サービス業	ネクスト
小売業	ローソン
食料品	味の素
繊維製品	フコールホールディングス
化学	花王
医薬品	塩野義製薬
精密機器	テルモ
ゴム製品	バンドー化学
ガラス・土石製品	TOTO
鉄鋼	神戸製鋼所
金属製品	リンナイ
機械	サトーホールディングス
電気機器	ブラザー工業
輸送用機器	デンソー
その他製品	トッパン・フォームズ
卸売業	伊藤忠商事
証券・商品先物取引業	大和証券グループ本社
保険業	東京海上ホールディングス
不動産業	大京
陸運業	東京急行電鉄
空運業	日本航空
電気・ガス業	東京ガス
情報・通信業	SCSK



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 157
大項目	Ⅲ	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備
中項目	1	1. 子育て、介護基盤の整備
小項目	(1)	(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充
細項目	①	① 幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」 「少子化対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め1兆円程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。
該当施策名 (事業名)	子ども・子育て支援新制度の実施	
該当施策の背景・ 目的	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	
該当施策の政策手 段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 900,442,117 千円+事項要求の内数
		29年度予算額: 900,442,117 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1 769,926,418 千円 の内数 28年度決算額: 755,212,708 千円 の内数 使用割合: — %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」) ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」) 	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	50	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	117、120	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	9-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	1-2
担当府省・担当課	内閣府	
	子ども・子育て本部	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

<子ども・子育て支援新制度の実施>

子ども・子育て支援新制度により

- ・幼児期の教育・保育の質の向上、認定こども園制度の改善、小規模保育等の地域型保育給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実等が図られ、
- ・保育認定に当たり、これまで「保育に欠ける事由」としていたものを、「保育の必要性の事由」とすることにより、必要な方が保育を利用できるようになった。

制度の枠組み

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号閣法)

子ども・子育て会議(法定審議会:有識者で構成)

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議(平成28年4月3府省局長級決定)

教育保育共通の財政支援

施設型給付

認定こども園(0～5歳)

保育園(0～5歳)

幼稚園(3～5歳)

地域型保育給付(0～2歳)

小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内の各保育

地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、乳幼児家庭
- ・全戸訪問、養育支援訪問、子育て短期支援、子育て援助活動支援
- ・延長保育、病児保育、放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付、多様な事業者の参入促進・能力活用

企業主導型の多様な保育サービスの拡大等(平成28年度～)

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府の役割

<子ども・子育て支援新制度の適正な実施>

- 新制度は平成27年度に本格施行、内閣府の特別の機関「子ども・子育て本部」が担当
- 子ども・子育て会議(法定審議会)における法の施行状況に関する調査審議などを踏まえつつ適正に実施

各種データ

	平成28年	平成29年
保育所等の利用児童数	2,458,607人	2,546,669人 (前年比+約8万8千)
(内数)		
保育所	2,136,443人	2,116,341人
認定こども園等	282,269人	373,405人
特定地域型保育事業	39,895人	56,923人

企業主導型保育事業の申請状況等:871施設、20,284人分助成決定(平成29年3月30日時点)

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抜粋）

（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（抜粋）

（平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

532

3. 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）（抜粋）

（3）少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援新制度の充実の取組について

○ 0.7兆円メニュー 【平成27年度(施行時)より全て実施】

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の量的拡充
- ・3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)
- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%)
- ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・研修機会の充実(年間2日)
- ・小規模保育の体制強化
- ・減価償却費、賃借料等への対応
- ・放課後児童クラブの充実 等

○ 0.3兆円超メニュー

- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(2%)【平成29年度より実施】 等

注:未実施のメニューとしては、1歳児の職員配置の改善(6:1→5:1)や、4・5歳児の職員配置の改善(30:1→25:1)、保育支援者の配置等がある。

○ 上記以外

- ・仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育等)の創設【平成28年度より実施】
- ・技能・経験を積んだ職員に対する4万円等の追加的な処遇改善【平成29年度より実施】

等

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 158
大項目	Ⅲ	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備
中項目	1	1. 子育て、介護基盤の整備
小項目	(1)	(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充
細項目	②	② 保育士等の処遇改善 平成29年度から新たに全ての職員に対する2%の処遇改善を行うとともに、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な処遇改善を行っており、これらの処遇改善について着実に取り組む。
該当施策名 (事業名)	子ども・子育て支援新制度の実施	
該当施策の背景・目的	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子育てをしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育の受け皿整備を一層加速することとしており、求められる保育サービスを提供するための人材の確保に向けて、保育士等の処遇改善等を行う。	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 895,566,415 千円+事項要求の内数 29年度予算額: 895,566,415 千円 の内数 28年度歳出予算現額※1: ー 千円 28年度決算額: ー 千円 使用割合: ー % － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	<p style="text-align: center;">—</p>
該当施策概要	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、更なる「質の向上」の一環として2%相当の処遇改善を行うとともに、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みとして、勤務経験が概ね7年以上の保育士等に4万円、概ね3年以上の保育士等に5千円の加算を実施。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	117、119	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	9-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	2-1
担当府省・担当課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)

+約10%+最大4万円
(月額約32,000円+最大4万円)

(改善率)

16.0%

14.0%

12.0%

10.0%

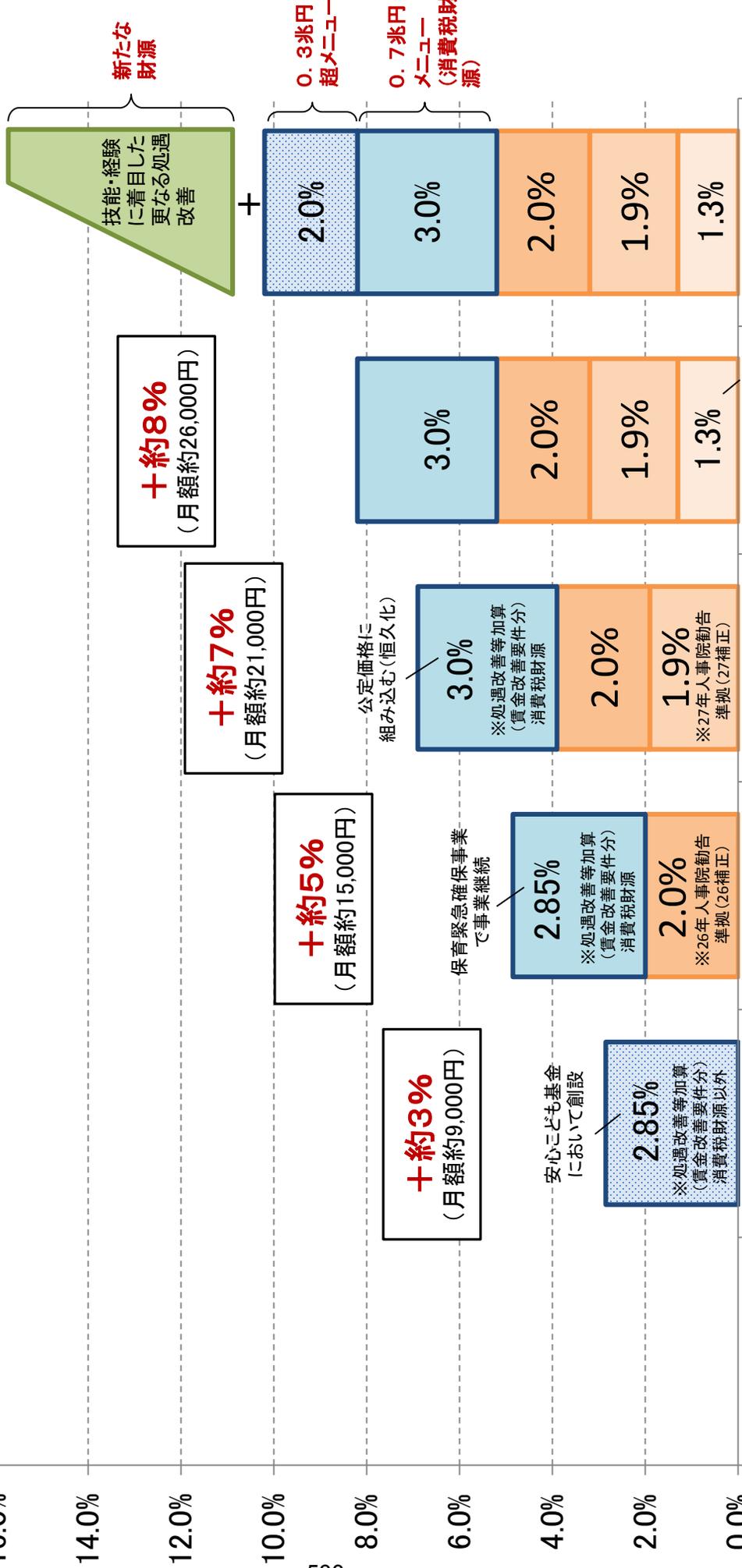
8.0%

6.0%

4.0%

2.0%

0.0%



24年度 (2012) 25年度 (2013) 26年度 (2014) 27年度 (2015) 28年度 (2016) 29年度 (2017)

※28年人事院勧告準拠(28補正)

※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3）・職務分野別リーダー（仮称・月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

〔月額4万円の処遇改善の対象者〕

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

〔月額5千円の処遇改善の対象者〕

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度からは課さず、平成30年度以降も職員の研修の受講状況を踏まえ決定。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施。

ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円以上～4万円未満）とする。

- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2（端数切り捨て）は確保する。

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
 ※公定価格上の職員数
 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
 調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長

＜平均勤続年数24年＞

主任保育士

＜平均勤続年数21年＞

新 キャリアアップ研修の創設

→ 以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ① 乳児保育
- ② 幼児教育
- ③ 障害児保育
- ④ 食育・アレルギ-
- ⑤ 保健衛生・安全対策
- ⑥ 保護者支援・子育て支援
- ⑦ 保育実践
- ⑧ マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギ-リーダー等
 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ



○キャリアアップのための研修の受講

→ 都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

【研修分野例】

- ① 教育・保育理論
- ② 保育実践
- ③ 特別支援教育
- ④ 食育・アレルギー
- ⑤ 保健衛生・安全対策
- ⑥ 保護者の支援・子育ての支援
- ⑦ 小学校との接続
- ⑧ マネジメント
- ⑨ 制度や政策の動向

※ 研修修了の効力：全国で有効
 ※ 研修修了者が離職後再就職する場合は：以前の研修修了の効力は引き続き有効

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可
 ※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可
 ※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%（月額6千円程度）**の処遇改善を実施

＜標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数＞

※公定価格上の職員数

園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、

幼稚園教諭7人、事務職員2人

合計12人

園長 < 平均勤続年数27年 >

副園長・教頭 < 平均勤続年数24年 >

主幹教諭 < 平均勤続年数19年 >

新 中核リーダー ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3）

【要件】

ア 経験年数概ね7年以上

イ 若手リーダーを経験

ウ マネジメント+3つ以上の分野の

研修を修了

エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

ア 経験年数概ね7年以上

イ 若手リーダーを経験

ウ 4つ以上の分野の研修を修了

エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5）

【要件】

ア 経験年数概ね3年以上

イ 担当する職務分野（左記③～⑦など）の研修を修了

ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 < 平均勤続年数7年 >

※新たな名称はすべて仮称

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 159																						
大項目	Ⅲ	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備																						
中項目	1	1. 子育て、介護基盤の整備																						
小項目	(1)	(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充																						
細項目		<p>③保育の受け皿確保 企業主導型保育事業により確保する5万人分の受け皿拡大を含め、「待機児童解消加速化プラン」等に基づく50万人を超える受け皿整備を進める。 引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充するとともに、「子育て安心プラン」に基づき、安定的な財源を確保しつつ、待機児童解消等の取組を推進する。 また、夜勤や休日勤務など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援として、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。</p>																						
該当施策名 (事業名)		仕事・子育て両立支援事業																						
該当施策の背景・目的		<p>25～44才の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分としたところ。うち5万人分の保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。</p>																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 133,155,434 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 131,327,517 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※ 80,033,320 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 79,644,834 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: 99.5 %</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	○	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 133,155,434 千円		29年度予算額: 131,327,517 千円		28年度歳出予算現額※ 80,033,320 千円		28年度決算額: 79,644,834 千円		使用割合: 99.5 %	○	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
○	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 133,155,434 千円																							
	29年度予算額: 131,327,517 千円																							
	28年度歳出予算現額※ 80,033,320 千円																							
	28年度決算額: 79,644,834 千円																							
	使用割合: 99.5 %																							
○	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 ・平成29年度末までに5万人分の受け皿を拡大することとしていたところ、拡大量を新たに2万人分程度増やし、合計7万人分程度へ拡大。この2万人分の上積みにより、「子育て安心プラン」に基づく受け皿整備の前倒し実施を図る。 ・また、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援するため、利用料について助成を行う。 																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	50	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	117	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	9-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	1-2
担当府省・担当課	内閣府	
	子ども・子育て本部	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

平成29年度予算額 1,309億円 ⇒ 平成30年度概算要求額 1,328億円

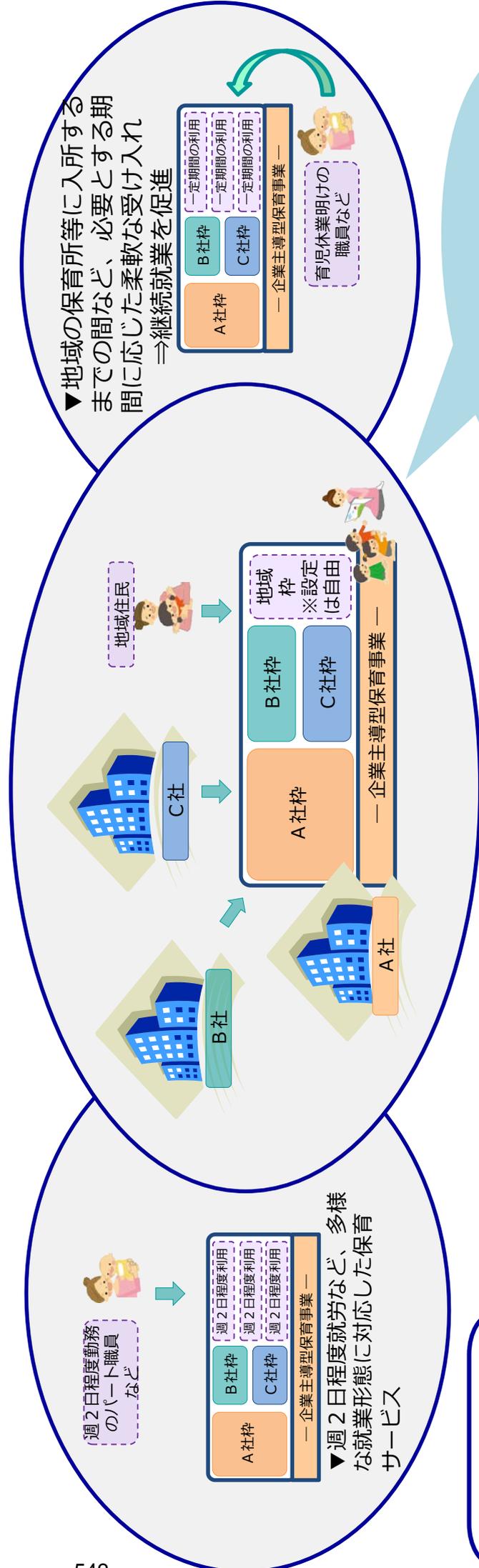
【事業概要】

◎休日・早朝・夜間等の多様な働き方に応じた保育サービスの提供により、待機児童対策や女性活躍・人材確保を支援する仕組み。

◎「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までの5万人分の受け皿確保を目指して取り組んできたところであるが、平成29年度に+2万人分の整備を実施することとし、「子育て安心プラン」で打ち出された約22万人分の受け皿整備の前倒し実施を図っている。

【実施主体、補助率】

◎公募団体、10/10



本事業の特徴

- 設置に市区町村の関与なし
- 利用も直接契約
- 地域枠設定も自由
- 複数企業の共同利用も自由

- 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
- 整備費・運営費を補助

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	9-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局 保育課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。**
 (遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
 (参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)

